

9月1日  
から

# 「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」 が始まります

多くの人利用する店舗や病院などの施設には、身体に障害のある人のための駐車スペースが設けられるようになりました。しかし、この駐車スペースを確保しておくための統一したルールがなく、多くの人から「障害のない人が車を止めていて、本当に駐車スペースを必要としている人が止められない」との声が寄せられています。

そのようなことから、栃木県は、県内共通の利用証を交付することにより、障害者用の駐車スペースを利用できる人を明らかにし、本当に必要な人のために駐車スペースを確保する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を平成20年9月から実施することになりました。

町はこの事業に、駐車スペースの確保および利用証の交付などで協力します。

健康福祉課福祉係 ☎028 (677) 1112

県保健福祉部医事厚生課 ☎028 (623) 3047

## 申請から駐車スペース利用までの流れ (申請受付、利用証の交付は平成20年9月1日からとなります)

### 申請

#### ■申請できる人

- 身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者(介護保険被保険者証所持者)および難病患者(特定疾患医療受給者証所持者)のうち歩行困難な人
  - 妊産婦であって、一時的に歩行困難な人
- ※具体的な基準(身体障害者手帳などで確認します)は、お問い合わせください。

役場健康福祉課に申し出  
障害者手帳などに交付済み印を押印

### 交付

#### ■おもいやり駐車スペース利用証交付

#### 利用できる駐車場

公共的な施設などにある障害者用駐車場のうち「おもいやり駐車スペース」として協力の申し出があった駐車場。



▲交付される利用証  
「おもいやり駐車スペース」を利用する時、車内に掲示します。



STOP THE 暴力

### 配偶者からの暴力で悩んでいる人へ

内閣府は、平成18年4月に「男女間における暴力に関する調査」の結果に基づき、女性の約4人に1人が身体的暴力を受けている。女性の約10

人に1人が配偶者からの被害を何度も受けている。20〜30代の女性に被害が多い。と公表しました。  
また、暴力を受けていても「だれにも、どこにも相談しなかつた」という人がDV被害者の約50%にもなっている。事実もわかりました。  
悩んでいる人があなたの周りにいたら…  
○悪いのは、暴力をふるう人なので。  
○暴力の被害者に落ち度はありません。  
○孤立している被害者の力になってください。  
あなた自身が被害者なら…  
あきらめないで相談ください  
○あなたのお話を聴きます。  
○あなたを守る手だてがあります。  
○あなたが自立していく支援をします。

### ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。その後、平成20年1月には保護命令の拡充や市町村についての規定の強化を柱とした改正法が施行されました。

# ドメスティック・バイオレンス(DV)を知っていますか？

## 配偶者などからの暴力についての相談先

### 配偶者暴力相談支援センター

- 婦人相談所 ☎028 (622) 8644 (月～金、9:00～20:00、来所は9:00～16:00)
- パルティ相談室 ☎028 (665) 7714 (火～日、9:00～16:00)

### 県の相談窓口

- 県東健康福祉センター ☎0285 (82) 2138 (こころのダイヤル)
- 県精神保健福祉センター ☎028 (673) 8341 (月～金、9:00～16:00、こころのダイヤル)

### 警察

- 栃木県警察本部県民相談室 ☎028 (627) 9110
- 栃木県真岡警察署 ☎0285 (84) 0110

### 女性の権利ホットライン

- 宇都宮地方法務局 ☎028 (627) 3855 (月～金、8:30～17:15)

### 芳賀町役場

- 健康福祉課福祉係 ☎028 (677) 1112 (月～金、8:30～17:30)

緊急のときは、迷わず110番！

### 精神的暴力

ののしる・暴言を浴びせる・無視するなど

### 身体的暴力

殴る・蹴る・刃物で脅す・物を投げつけるなど

## DVとは



### 経済的暴力

生活費を渡さない・仕事を辞めさせるなど

### 性的暴力

性行為を強要する・見たくないポルノや雑誌を見せるなど